

論文

マックス・ヴェーバーにかかわる二つの人事の実相 (1)

——フライブルク大学移籍とハイデルベルク大学正嘱託教授案件——

野崎敏郎

〔抄録〕

1893年3月に、フライブルク大学からヴェーバーに教授就任依頼がなされたことを知ったプロイセンの文部官僚アルトホフは、これに対抗して、ベルリン大学法学部に新たに員内准教授職を増設し、そこに彼を任命しようと図る。これは、ラーバントをベルリンに招聘するために打った一手でもあった。ヴェーバーはなんとかしてフライブルクに赴任しようとするが、アルトホフは、すでにヴェーバーと雇用契約を結んだかのような虚偽情報をフライブルク側に流し、これを阻止する。ヴェーバーは、やむをえずアルトホフの提示した条件を呑むが、同時にアルトホフの不正を暴露する。

キーワード：大学の自治、ドイツの大学行政、員内准教授職、ヴェーバー、アルトホフ

I 問題設定と時代背景

ヴェーバー像の混迷

マックス・ヴェーバーの事績——とりわけ大学人としてのそれ——については、さまざまな事情から、長年にわたって、ドイツでも日本でも（またほかの国々でも）重大な誤認が横行しており、それは、彼の生涯・思想・理論・実践を理解する妨げとなってきた。近年、彼にかんする著作がいくつも刊行されているのだが、それらのなかには、古い誤認が訂正されていないものがあり、なかには、古い誤認を温存するのみならず、そこに新たな錯誤を持ちこんでいるものすらあり、ヴェーバー像の混迷はかえって深まっているという観がある。

なかでも、今野元の『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇——』（岩波書店、2020年5月刊）は、大学人ヴェーバーの事績にかんして、常軌を逸した歪曲を取行し、実際の彼の姿とは正反対の虚像をつくりあげるとともに、ドイツ大学史をもひどく歪曲している。

この書物には多くの問題があるが、本稿では、①ヴェーバーのフライブルク大学移籍問題と、②ハイデルベルク大学正嘱託教授としてのヴェーバーの事績にかんする問題に絞って考証する。というのは、この二つの問題の解明のためには未公開史料の研究が不可欠であるが、ヴェーバーに関連する未公開史料を研究している日本人研究者はすくなく、そのため、今野が流している虚説にたいする批判をなしうる者もすくないので、筆者がその任に当たるべきだと考えるからである。なお、本稿で取りあげない他の問題についても、別途批判するつもりである。

十九世紀ドイツにおける大学の自治のアンビヴァレンツ

まずヴェーバーのフライブルク大学移籍問題(1893年3月～1894年10月)について考察する。この問題は、当時のドイツにおける広義の大学問題——自治、学術、学閥、高等教育、文部行政、学生の進路等々——と密接かつ複雑に絡みあっているのだが、ここではまず、ごく簡単に、最低限踏まえておくべき基礎的事項を略述する。

十九世紀ドイツの大学人事は、一面では、自治と官治との熾烈な闘争の場である。しかし同時に、その闘争は、大学および大学教員が、みづからを国家権力の枠内に収めるための闘争でもあった(上山安敏 1966: 236～237頁)。自治的に振るまう学部は、人事において官側の容喙を排除することに努め、官側の求める官房学の方角づけを退け、むしろ実務から分離された理論を重視した(前掲書: 275頁)。実用性と現実政治から遊離することによって知の牙城を確保した大学は、まさにそれゆえ権威として国家権力のために有用たりえた。それは、国家への対抗の論理ではなく、国家にたいして影響力を保持しつづけようとする勢力の自己規定の論理であった。このことは、大学人が市民社会から遊離した存在でありつづけたことと関連している。学問の自由と大学の自治は、「大学人の市民としての政治的自由の放棄」にたいする代償であり、その結果、学問の自由は「世俗の権力が設定した枠内でのみ認められる法律の範囲内の自由」とどまり、大学教員は「管理法の服務規律の枠内において研究教育を遂行すべきもの」でありつづけたのである(高柳信一 1983: 25, 149頁)。

一方、文部官僚たちは、こうした大きな制約下にある「自由」すら等閑視した。とりわけフリードリヒ・アルトホフは、生涯にわたって、大学の自治の意義をけっして理解しようとしなかった。1908年7月15日付シュモラー宛書簡のなかで、彼は四点を指摘している。第一に、大学の自治にかかわる諸事項は、長年にわたって定着してきた「慣習法(Observanz)」であり、また「共通認識化された法信念(gemeinte Rechtsüberzeugung)」であるが、それ以上のものではない。第二に、たしかに「通例としては(in der Regel)」学部の意向を聞くことになっている。第三に、しかし、かならずそうしなくてはならないのではなく、政府は、この通例をあくまでも例外として容認している。第四に、こうした例外的な扱いにかんしては、前もって政府と学部関係者とが意思疎通を図り、合意を形成しておくべきである。こう述べた彼は、大学の「自治」は制限されたものであって、完全な自治を意味しないとみなしている(GStAPK/

VIGS-112: 36f.)。すでに前年に退任していた彼は、ベルンハルト問題との係わりで、こうした「自治」論を披瀝し、三カ月後に亡くなる。彼は、国家が大学をどのように操作できるかという点にのみ関心を寄せており、彼にとって、大学の自治は、国家活動の阻害要因にすぎなかった。この个性的で強力な行政官僚カリスマは、大学の自治を破壊し、また、その手腕によって獲得した予算をもって、大学教員たちを自分の支配下に置こうとしてきたのである。

1890年代における教員人事の流動化

大学人事にかんする当時の状況を見ると、十九世紀後半に、ベルリン大学で「学内昇任禁止(Hausberufungsverbot)」の慣行が成立し(別府昭郎 2016: 170頁)、これは他の大学でも採用されていった。1890年代になると、多くの大学において、正教授に就任するためには、私講師等として在職している大学とは別の大学によって招聘されることが必要とされるようになる。管見のかぎり、この原則は、かならずしもドイツ全土で厳格に守られておらず、ひとつの大学のなかでも、招聘原則を守っていた学部と、学内昇任による正教授任用を容認していた学部とがある。さらに、この原則を守っていた学部においても例外を認めたケースがある。

それでも、学内昇任禁止慣行が一般化することにより、優れた研究業績と優れた教育能力をもつ教員を獲得するため、教員市場で競争原理が働くようになり、大学間で実際に競争が激しくなる。大学教員が、他大学からの招聘を受諾することは、在職中の大学よりも有利な条件を獲得したことを意味し、逆にその招聘を拒否した場合は、誘ってきた大学の招聘条件よりも有利な条件を、在職中の大学から獲得したことを意味した。これによって「教師間の競争」が成立し、優秀な者の待遇が向上していった(潮木守一 2008: 108～110頁)。

省間・官僚間の確執——フライブルク問題の重要な伏線——

ドイツ帝国(ドイツ第二帝政)において、文部行政は、各邦国の主権事項であった。したがって、ある大学教員が、邦国Aが管轄する大学から、邦国Bが管轄する大学へと移籍するさいには、ヘッドハンティングを目論む邦国Bの省と、彼を慰留しようとする邦国Aの省とのあいだに、国際的な緊張関係が生ずるのがほとんど不可避である。

ヴェーバーのフライブルク大学移籍問題を考証するさいには、予備知識として、プロイセン文部省の高等教育担当官であるアルトホフと、バーデン法務・文部省の高等教育担当官ルートヴィヒ・アルンスペルガーとのあいだの長年にわたる確執を知っておかなくてはならない。これまで、この問題の研究がかならずしも実りあるものにならなかったのは、この二人の確執にかんする認識が欠けていたからである。

二人のあいだに生じた人事上の問題事例はいくつもある^①。とくにヴェーバーのフライブルク大学招聘案件と関連が深いのは、次の二つのケースである。

経済学者ハインリヒ・ヘルクナーは、1888年11月に、アルトホフから呼びつけられた。マー

フライブルク大学哲学部教授ヘルマン・パーシェは、大学勤務と帝国議会議員としての活動とを兼任していたが、大学を辞めて政治活動に専念しようと欲しており、アルトホフは、パーシェのポストをヘルクナーに継がせようとしたのである。ところが、パーシェが落選したため、この目論見が挫折してしまう。アルトホフは、それでもなんらかのかたちでヘルクナーをプロイセン内で任用しようとするが、ヘルクナーは、ちょうどそのときアルンスペルガーからの電報を受け、フライブルク大学に赴任することを決め、1889年に員内准教授として勤務する。後年、彼は、「いまでもなおこの決断が正しかったかどうか疑わしい」と述懐しており (Herkner 1924: 15f.)、このことから、このときアルトホフとアルンスペルガーとのあいだでやはりなんらかの紛糾が生じていたと推察される。

歴史学者エーリヒ・マルクスは、1887年にベルリンで教授資格を取得し、1889年までに、ヴェーバーと交友関係をもつようになっていた (MWGII/2: 195)。フライブルク大学はマルクスを招聘しようとし、アルンスペルガーがアルトホフに問いあわせたところ、アルトホフは、「マルクスをプロイセンで『使役する (verwenden)』予定だ」と回答し、難色をしめした (Breysig 1962: 39)。アルトホフからこのように下僕のように扱われたことを嘆じたマルクスは、プロイセンを去ることに決め、1892年にフライブルク大学に正教授として赴任する。そして彼は、翌年ヴェーバーのフライブルク招聘のために尽力する。ヴェーバーは、この友人から、アルトホフの振る舞いとそれにたいする対応策について、懇切な助言を受けた (後述)。

みたように、フライブルク大学哲学部は、すでにすくなくとも二度にわたって——しかもそのうちのひとつは当該案件が発生する前年に——、プロイセンで活動している気鋭の学者を、アルトホフの意に反して引き抜いた。記録に残っているこの二つの事例以外にも、同様のケースが生じていた可能性がある。そしてそのつど、アルトホフは、アルンスペルガーとフライブルク大学にたいする憎悪の念を募らせていったのである。

こうした状況下で、マックス・ヴェーバー (問題発生当時 28 歳) は、以下にしめすように、じつに厄介な事件に巻きこまれる⁽²⁾。

II フライブルク大学移籍問題の事実経過

II-1 事実経過 (その 1) 発端：ラーバント問題との関連

アルンスペルガーとアルトホフによるヴェーバーへの着目

フライブルク大学哲学部教授オイゲン・フィリップovichは、ウィーン大学へ転出することになり、それにともなって、後任補充が必要になった。学部教授会が 1893 年 2 月 24 日に承認した推薦書では、フリードリヒ・フライヘル・ヴィーザーとマックス・ゼーリングが候補に挙げられていたが、招聘は実現せず (Biesenbach 1969: 200)、その後アルンスペルガーは別の人

物の招聘を試みたが、これも実現しなかった⁽³⁾。

この頃アルトホフは、ベルリン大学法学部私講師ヴェーバーの卓越した能力に注目し、彼を、どこかの大学の員内職位に就けることを考えていた。そこで彼に簡単な業績書を提出させている。それが3月3日付申告書であり、アルトホフは、この申告書にメモを添え、そこに「まちがいなくマールブルクにとって最適の人物」と書きつけている (MWGII/2: 323f., MWGI/13: 344)。この申告書はマールブルク大学のためのものである⁽⁴⁾。また、3月16日付妹クララ宛書簡のなかで、ヴェーバーは、自分がマールブルクカエルランゲンの准教授になる可能性を示唆している一方で、ベルリンの件にはまったく触れていない (MWGII/2: 325f.)。このように、3月初旬から中旬にかけて、アルトホフは、ヴェーバーをマールブルクカエルランゲンに任ずることを考えている。そして、ヴェーバーをベルリン大学法学部員内准教授に任用する案件は、3月16日の時点でまだ発生していなかったと判定できる。

一方、フィリップヴィチは、3月21・22日にベルリンで開催される社会政策学会大会のためにヴェーバーが作成した報告書を読み、その高い能力に瞠目し、彼を自分の後任に推すことに決めたと推察される。フィリップヴィチは、おそらく社会政策学会理事会が開かれた3月19日前後に学会会場でヴェーバー本人に打診し、好感触を得たのであろう。そしてヴェーバーをフライブルクに招聘する計画を、バーデン側は、このときただちにアルトホフに知らせている。知らせたのが誰なのかは判明していないが、大会終了後、フィリップヴィチがプロイセン文部省を訪れたか、アルンスペルガーが書簡によってアルトホフに知らせたかのいずれかであろう⁽⁵⁾。この情報を得たアルトホフは、3月25日付で、この件について、アルンスペルガーにあらためて問いあわせている。アルトホフのこの書簡は遺されていないが、これを読んだアルンスペルガーは、3月31日付で、アルトホフに返書を送っている⁽⁶⁾ (GStAPK/VI.FA-B3 (2): 97a-b)。これは、フライブルク招聘案件にかんする最初期の重要史料である。書簡の冒頭に、アルトホフの3月25日付書簡を受けとった旨が記されている。ヴェーバーにかんする記述は以下の通りである。

ヴェーバー教授の件にかんしまして、閣下 [=アルトホフ] のご所望に従いまして、以下のことをご報告申し上げます。小職は、本状と同時にヴェーバー氏にも書簡を送り、そのなかで、小職が、[バーデンの] 国務大臣閣下 [=ヴィルヘルム・ノック] の委託を受け、同氏に、フライブルク大学国民経済学正教授ポストを授与することを申し述べております。現在未決なのは、[ヴェーバー氏が] どのような決断をなさるのかということです。

閣下 [=アルトホフ] が [3月25日付書簡において] ご提案なさいましたように、ベルリンでヴェーバー氏と直接対面して交渉をおこなうことは、小職にとりましてたいへん魅力的なことに感じられました。ところが、小職は、目下当地 [=カールスルーエ] を離れるこ

とができません。と申しますのは、予算案がまだ認可されておらず、それどころか、この予算案の見込みがつくように、当分のあいだ当地に貼りついているからで、ヴェーバー氏との交渉のためには〔予算確定後に〕あれこれ準備をすることになります。

この当時のヴェーバーの職位はベルリン大学法学部私講師である。私講師は、文部省によって任命された官吏ではなく、大学財政（プロイセン国庫）からの給付を受けない。私講師は、あくまでも学部⁷⁾に任用されている者である。したがって、筋としては、ベルリン大学法学部が承認すれば、ベルリンからフライブルクへの移籍は可能であり、プロイセン文部省の承認は必要なく、アルトホフに知らせる必要もない。しかし、アルトホフという人物を熟知しているアルンスペルガーは、こうしたケースでも、あらかじめアルトホフの了承を得ておくことが重要だとわかっていた⁸⁾。実際、この文面から察すると、アルトホフは、3月25日付書簡のなかで、なぜアルンスペルガーが直接ベルリンに来ないのかと難詰したようであり、アルンスペルガーは、慎重に言葉を選びながら弁明している。

さしあたりここで確認しておくべきは、①1893年3月19日前後に、バーデン側がヴェーバーに接触を図ったこと、②バーデン側は、ヴェーバーのフライブルク招聘計画を、3月25日以前にアルトホフに伝えたこと、③この計画にたいしてアルトホフが不快感を抱いていること、④それを重々承知しながら、アルンスペルガーが、3月31日前後に、ヴェーバーに招聘状を送付したこと——この四点である。

アルトホフは、アルンスペルガーに探りを入れる書簡を送るとともに、ヴェーバーにたいしてまったく新たな提案をしている。アルトホフは、それを、おそらく週明けの3月27日（月）か28日（火）にヴェーバーに知らせた。ヴェーバーは、3月28日付⁹⁾ 妹クララ宛書簡のなかで、次のように書いている（MWGII/2: 329, 331）。

父上に話してもかまわないが、重大な秘事なので、こっそりとにしてみらうとして、——枢密顧問官アルトホフ氏と枢密顧問官エック氏¹⁰⁾ が話してくれたところによると——〔僕は〕ひょっとするとこの5月に、あるいはむしろおそらくこの7月末に、しかし確実なのはこの冬〔学期〕に、ベルリン〔大学〕で、商法の「講義委嘱」をとまなう准教授——これについても父上に話してもかまわない——〔になるらしい〕。〔ベルリン大学法〕学部は、この件について全員一致したようだ。——エック氏の話によると——ゴルトシュミット氏の健康問題〔=病状〕¹¹⁾ とは別の案件になるようだ。これについても父上に話してもかまわない。

5月は1893年夏学期の授業開講時期であり、3月末に人事を決めて、5月にもう准教授として勤務しはじめるというのは、非常にタイトなスケジュールなので、その可能性は低い。むしろ、7月末か、秋の冬学期開講前（10月頃）に確定するのだろうとヴェーバーは踏んでいる。

そしてベルリン大学法学部は、ゴルトシュミットの動静にかかわらず、ヴェーバーを准教授に任ずることで、意見が一致したことがわかる。たとえゴルトシュミットが復帰できたとしても、商法や商業史などの講義すべてを、彼が従前通りに担当できるとは考えにくく、また、ほかにも法学部が担わなくてはならない講義科目は数多い。そこでこの学部は、商業史にかんする学位論文を書き、農業史にかんする教授資格請求論文を書き、法制史全般に造詣が深く、現代農政にも通じているヴェーバーに、さまざまな科目を分担させようとしているのである。

一方、アルトホフは、この人事にきわめて特異な位置づけを与えている。彼は、1882年にプロイセン文部省に赴任するさい、自分が采配を振るために、法学領域ではルードルフ・グナイストの全面的な協力が必要だと訴え、それにたいしてグナイストは、たしかに「同意 (Votum)」を与えた (野崎敏郎 2016- (2): 34 頁)。しかし、当該の1893年春頃になると、かねてより健康上の問題を抱えていたグナイスト (当時76歳) の衰弱は顕著で、行政裁判所における協議中に居眠りをするという有様であった (Laband 1980: 96)。そこでアルトホフは、1892年に卒中発作のため職務を遂行できなくなった商法担当教授ゴルトシュミットの後任として、パウル・ラーバントをベルリン大学法学部に招聘しようと考えてようになっていた。

アルトホフは、プロイセン文部省に赴任する前、シュトラースブルク大学法学・国家学部で教鞭を執っており⁽¹²⁾、ラーバントは同僚であった。ラーバントは、目的達成のためにときとして学部の主流派との対立も辞さないアルトホフの姿勢に理解をしめしており、アルノルト・ザクセは、ラーバントを、「もしも学部のみが教授ポストについて決定すべきだとしたら、大学のすべての教壇には凡庸な人物しかいなくなることだろう」という事情を認めていた教授たちのひとりとみなしていた (Sachse 1928: 177f, 上山安敏 1978: 29 頁)。このことから考えて、ラーバントは、ベルリンにおけるアルトホフの有力な協力者になりうる存在である。

フライブルク大学のヴェーバー招聘計画を知らされたアルトホフは、ただちにバーデン側の意図を挫く算段にかかる。このとき彼の脳裡に、フライブルク案件を阻止し、同時にラーバントのベルリン招聘を実現させる一石二鳥の妙案が浮かんだ。第一に、ラーバント招聘に手こずることが予想されるので、当面ゴルトシュミットの職務をヴェーバーに代行させ、これを足がかりとして、ヴェーバーをプロイセンに縛りつけること、第二に、これによってバーデン側のヴェーバー招聘計画を阻止し、アルンスペルガーの面目を潰すことである。もしもマルブルクとフライブルクの二校が選択肢だと、ヴェーバーがフライブルクを選択する可能性がある。そこでアルトホフは、ラーバント案件とかがかわらせて、ベルリン大学法学部に員内准教授職を増設し、そこにヴェーバーを就けるなら、バーデン側はそう簡単にはヴェーバーを引き抜くことはできないだろうと踏んだのである。こうして彼は、3月25日付書簡において、アルンスペルガーがヴェーバーのフライブルク招聘手続をすすめていくことを容認するかのように見せかけながら、同時に、ヴェーバーをベルリンで員内准教授に就ける算段にとりかかる。

員内准教授職の位置づけ

第二帝政期における大学教員の種別を表 1 に掲げる。ここでは、①と関連づけて③と④を取りあげる。②⑥⑦については後に説明する。

表 1 第二帝政期の大学教員の職位

名称：契約関係	職位の性格	俸給(国費)	講義権	毎学期の講義義務	居住・旅行制限
①正教授：政府任命，学部雇用 ordentlicher Professor	常設	あり	あり	あり	あり
②員内嘱託教授：政府任命，学部雇用 etatmäßiger Honorarprofessor	特設	あり	あり	あり	あり
③員内准教授：政府任命，学部雇用 etatmäßiger außerordentlicher Professor	特設	あり	あり	あり	あり
④員外准教授：学部任用 nichtetatmäßiger außerordentlicher Professor	非常設	なし	あり	あり	あり
⑤私講師：学部任用 Privatdozent	非常設	なし	あり	あり	あり
⑥客員嘱託教授：学部任用 nebenamtlicher Honorarprofessor	特設	なし	あり	なし	なし
⑦正嘱託教授：学部任用 ordentlicher Honorarprofessor	特設	なし	あり	なし	あり (緩和?)

注：①②③が「雇用」であるのに対して、④～⑦は、固定俸のない「任用」である。

アルトホフがヴェーバーのために用意したのは、特設された員内准教授の職位(③)であって、員外准教授の職位(④)ではない¹³⁾。両者はまったく性質の異なる職位であり、けっして混同してはならない。両者の区別がわかっていないと、なぜアルトホフが前者を用意したのか、この職位がラーバント招聘とどのように関連づけられているのかが理解できない。しかし、日本では、この両者の区別が認知されておらず、両者が混同され、「員外教授」と誤訳・誤認されている。そこで、この二つの職位について説明しておく。

ドイツ大学史において員内准教授職がはじめて導入されたのが、いつ頃どのようにしてであったのかをいま確認しえないが、次のような経緯があったと考えられる。中世の「寮舎つき教師(collegiatus)」や聖職録をもった教師の後裔である正教授と、大学からの俸給を受けず、大学運営にも参画しない「寮外教師(extra-collegiate regents)」の後裔である員外准教授・私講師との区別が、近代において明確化され(Rashdall 1936/87: 285)、国家への奉仕者たる正教授を中心とした教育体系および大学運営が制度化されていく。ところが、正教授の教育任務やその他の国務が増やされていくのに、正教授ポストの数を増やすことにかんして、諸邦国は消極的であったため、正教授一人あたりの労働負担が過重なものになる。そこで、員外准教授に正教授の任務の一部を代行させることが始まる。また、そうした任務を担わせるために、員

外准教授に特別手当が支給された。そしてさらに、員外准教授を員内職位に昇任させ、員内准教授として任用することも始まる。員内准教授職は、おそらく、こうした経緯によって、正教授ポストを増設しないまま、正教授の任務を分散させる目的で設けられたのであろう。この見地から考えると、准教授群の一部を員内職位化し、国務担当者群へと取りこむというのが、員内准教授職の本来の趣旨である。またこの点に、この職位の問題性を認めることができる。

員内准教授職は、国家によって任せられる職位であり、大学から（つまり国庫から）俸給が支給される。したがって、当人の履歴において「国務 (Staatsdienst)」のカテゴリーに入れられる。国務として勤務した年数は、当人がその後正教授になったときの初任給査定に影響する。また、この国務年数は、年金受給資格獲得年数に参入される。

しかし、員内准教授に与えられる俸給は非常に低い。1897年8月19日の政令によると、プロイセン（ベルリン大学以外）の員内准教授の初任給は2000マルク、ベルリン大学は2400マルクである (Eulenburg 1908: 128)。1910年のそれは（ベルリンとそれ以外との区別なく）2600マルクである。これにたいして、1910年のベルリン大学正教授の初任給は4800マルクであり、員内准教授がこの額にまで昇給するためには勤続20年を要した (Busch 1959: 99)。政府が、正教授ポストを増やすことを忌避し、員内准教授職でやりくりしようとする理由がここにある。政府にとって、員内准教授職は、教員を安く雇用する方策のひとつだったのである。

員内准教授は、正教授を補佐し、正教授の職務を代行しうる存在だが、常設の（固定された）ポストをもたない属人的な職位である⁽¹⁴⁾。その地位は安定的なものでなく、したがって、国家による容喙にたいして非常に脆弱な存在である。しかし員内准教授もまた——いうまでもなく——、自治権を有する大学の構成員としての権利と自由とを保有しており、彼自身の裁量によって教育活動を遂行する権利をもち、また彼自身の判断によって他の大学へと移籍することも自由である。後述するように、アルトホフは、員内准教授となるヴェーバーにたいして、その担当講義を指図しようとし、またヴェーバーが他の邦国の教授になることを妨害しているのだが、それは学問の自由の侵害であり、文部省高等教育局担当官にそのような職権はない。アルトホフは、もちろん自分の振る舞いが不当であることを重々承知しており、だからこそ——後述するように——員内准教授たちに強要した交換証書を秘匿し、自分にとって都合の悪い文書類を最後には隠滅したのである。

員外准教授職の位置づけ

員内准教授職とは異なり、員外准教授職は、厳密には国務外の存在であり、員外准教授の「ポスト」は存在しない。私講師が、一定期間教育キャリアを積むと、員外准教授に昇格することができる。しかし、員外准教授は、依然として員外職位であり、俸給の支給はない。また員外准教授のキャリアを何年積もうとも、それは国務年数に参入されないようである⁽¹⁵⁾。

それにもかかわらず、員外准教授職は国家による介入を被ってきた。当該学部が私講師を員

外准教授に昇格させようとするとき、政府側の承認を必要としたのである。このように、国家に雇用されていないにもかかわらず国家によって規制されるのは、員外准教授が、員外身分でありながら、正教授の職務の一部を代行することができるためだと解される。官吏である正教授の職務は国務であり、国務の一部を代行させる可能性のある人員は、たとえ国費による給付を受けなくても、政府側の承認が必要だとされているのである。また、員外准教授による正教授の職務代行にさいしては、国費による手当の支給が生じているという事情もある⁽¹⁶⁾。もちろん、こうした事態は、十九世紀における国家による大学への介入強化という文脈において検討されるべき重要な問題である。

員内准教授職の運用事例：ラートゲンのケース

アルトホフは、当該案件と同時期に、別の教員を員内准教授に任用しており、それもまた一時的な便宜のために員内准教授職を用いたケースなので、ここで紹介しておこう。

前出のマールブルク大学哲学部教授パーシェは、アメリカへの研究旅行のため休暇をとり、1892/93年冬学期の講義から離脱する。このときパーシェの担当科目の代講が必要になり、アルトホフは、ベルリン大学哲学部私講師カール・ラートゲンを起用する (Gundlach 1927: 442)。これは一時的なレンタル移籍であったが、アルトホフは、1893年にラートゲンをマールブルク大学員外准教授に任命し、翌年には員内准教授に任命する (Plaut 1927: 211, Gundlach, a. a. O.: 436, 442)。これと前後して、パーシェは1893年に帝国議会議員に返り咲いているから、教授を辞任して政治活動に専念しようとしているパーシェの職務をラートゲンに代行ないし補佐させ、パーシェが辞任すれば、その正教授ポストをラートゲンに継がせるのが、アルトホフの計画だったことがわかる⁽¹⁷⁾。このように、議員選挙と正教授の自発的辞任という不確かな事象が係わっていて、正教授ポストが塞がったままであるため、少壮研究者を正教授職に就けることができないという厄介なケースで、一時的に員内准教授職が用いられている。

員内准教授職の運用事例：バーデンのケース

バーデンにおける員内准教授職の運用事例もみよう。フィリップヴィチがフライブルクからヴィーンに転出することが決定されたのを受け、フライブルク大学は、後任を探し、本稿でみているように、ヴェーバーを第一候補としているが、並行して、ライプツィヒ大学哲学部私講師ゲルハルト・シュルツェ＝ゲファーニッツをフライブルクに招聘し、1893年6月5日付で員内准教授に任命し、フィリップヴィチの担当していた科目を、1893/94年冬学期から担当させている (GLA235/43005)。アルンスペルガーは、空位となった正教授ポストに後任を補充するまでのあいだ、正教授の職務を員内准教授に代行させることにしたのである。

ベルリン大学法学部員内准教授職の意味

当該案件におけるヴェーバーの処遇に戻る。ヴェーバーを員内准教授職に就けるという案には、二つの事情が介在している。第一に、ゴルトシュミットの休職にともなって、彼が担当していた講義を誰かに代行させなくてはならないが、今後ゴルトシュミットが回復して復帰するか否かがわからないので⁽¹⁸⁾、本来正教授の義務である重要な基幹講義を何年か継続して担当させるには、私講師や員外准教授による臨時代講ではなく、正教授か員内准教授による代講が望ましいという事情である。そしてこうした不確かな状況に対応するには、正教授職ではなく員内准教授職のほうが適している。もしもゴルトシュミットが復帰すれば、彼の職務を代行してきた員内准教授ヴェーバーを、ベルリンの別ポストに就けることを、法学部は考えている。

第二に、アルトホフは、ゴルトシュミットの後任にパウル・ラーバントを招くことを考えているのだが、これにたいして、法学部内に抵抗があるので、アルトホフとしては、当面ヴェーバーにゴルトシュミットの職務を代行させておき、もしも法学部の懐柔に成功すれば、ラーバントを招聘し、職務代行の必要がなくなったヴェーバーには、別大学（たとえばマールブルク大学）の職位を与えようとしていたという事情である。

しかしラーバントは、グナイストやギールケと鋭く対立しており（上山安敏 1978: 37～38頁）、ラーバントをベルリン大学法学部に招聘するのは至難の業である。この場合、ラーバントの招聘に成功するまで、何年ものあいだ延々とヴェーバーにゴルトシュミットの職務代行をさせつづけることもありうる⁽¹⁹⁾。

Ⅱ-2 事実経過（その2）アルトホフによる就職妨害

アルトホフ：ヴェーバーを《緩い蓋》として利用しようとする

当該のベルリン人事には二重の意味がある。この人事は、アルトホフにとっては、当面ゴルトシュミットの職務をヴェーバーに代行させ、その後ラーバントをゴルトシュミットの後任に据えるということを意味する。しかしベルリン大学法学部多数派にとっては、ヴェーバーに商法他の講義を担当させて教育キャリアを積ませ、場合によっては、彼にゴルトシュミットの正教授ポストを継がせ、けっしてラーバントにこのポストを与えないという含意を有している。ヴェーバーを員内准教授職に就かせるという点では、アルトホフと法学部とは合意しているが、両者の狙いは正反対である。

アルトホフの思いえがいていた計画は、次のようなものである。1983/94年冬学期からしばらくのあいだ、ヴェーバーに、ゴルトシュミットの職務を代行させておくとともに、ひきつづきラーバントの招聘を画策する。そして、ラーバントの招聘に成功すれば、ヴェーバーによる職務代行が不要になるから、そのときは、ヴェーバーを他の大学（たとえばマールブルク大学）に転出させればいい。アルトホフは、こう考えて、ヴェーバーを、こうした一時的な時間稼ぎ

の道具として扱うことに決めたのである。

これにたいして法学部は、ゴルトシュミットの正教授ポストを、ヴェーバーという《蓋》によって塞ぐことによって、ラーバントの招聘を阻止しようとしているのだが、アルトホフは、妥協して法学部の要求に応ずるかのようにみせかけながら、特殊な性格をもつ員内准教授職を巧妙に利用することによって、その《蓋》をいつでも外してラーバントを迎える態勢を崩していない。この意味において、員内准教授ヴェーバーは、アルトホフによって国法学および商法の正教授ポストに載せられた《緩い蓋》だったのである。

こうした裏事情を知り、自分が《緩い蓋》扱いられていることを悟ったヴェーバーは、アルトホフと法学部との紛争の道具にされ、両者の板挟みになってしまうことを嫌い、アルトホフの持ち駒にすぎない一過性の——結局は使い捨ての憂き目に遭う——員内准教授職に就こうという意欲を失った。この人事が発議される二年ほど前に、彼は、私講師の不安定な境遇について、もしも「金銭的な自立性が確保された地位」があれば、「学問研究に向かう内的な落ち着き」を得られるのにと嘆いていた(1891年1月3日付ヘルマン・バウムガルテン宛書簡, MWGII/2: 228)⁽²⁰⁾。アルトホフ＝ラーバント同盟とベルリン大学連合(シュモラーを含む)との紛争にわざわざ巻きこまれて「内的な落ち着き」を奪われる謂れなどないのである。

ヴェーバー：ベルリンを見限ってフライブルク移籍を選択する

アルトホフが提示した条件は、正教授不在に起因する科目担当の一時的な穴埋めであって、いわば任期付きの職位にすぎず、その穴埋めがいつまで続くのか不明であり、しかもラーバントの招聘が成功すれば、ヴェーバーはその職位をただちに返上しなくてはならないというものである。これにたいして、フライブルク大学哲学部は、任期のない正教授職を用意しており、その職位は将来にわたって保障されている。年俸にも大きな差があり、どこからみても、フライブルクの条件のほうがはるかに理に適っている。

こうして、ヴェーバーのフライブルク行きの動機のうち、ベルリン大学法学部から去るという動機と、アルトホフという「この独裁的な人物の勢力圏外〔プロイセン外〕へと去る」という動機(LB1: 212, LB2: 230)とが増幅していった。アルトホフにとってじつに皮肉なことに、彼がヴェーバーをプロイセンに縛りつけようと策を弄すれば弄するほど、ヴェーバーはプロイセンからの《脱出》に傾く。既述のヘルクナーとマルクスも同様であり、彼らにとって、フライブルク大学は、アルトホフの牢獄から逃れるための《アジール》だった。アルトホフ体制は、アルトホフからの人心の離反と、プロイセンからの有能な人材の流出とを不可避に招くという自己矛盾を内包している。そのことを端的にしめしているのが、このヴェーバーのケースである。

ヴェーバーは、5月30日付および6月6日付マリアンネ宛書簡において、自分の准教授職への就任はゴルトシュミットの健康状態と関連づけられているが、彼の動静が不確定であるため、就任がどれだけ先延ばしになるかわからないとしている(MWGII/2: 392, 397)。この時点

では、ベルリン大学法学部における自分の処遇についてあれこれ考えていることがわかる。

事態が動きはじめるのは6月下旬である。彼は、6月20日付マリアンネ宛書簡において、フライブルク大学哲学部から、経済学の正教授になるつもりがあるか、問い合わせが来たこと、また「あらゆる面からの熟慮により、また母上も強く望んだことから、僕は『はい』と回答した」ことを伝えている (ebd.: 406)。しかしその後フライブルクからの連絡がなかなか入らず、「バーデン政府はこの件をうまく運ぶことができていない」ようなので、辛抱しなくてはならないと述べている (7月7日付マリアンネ宛書簡, ebd.: 423f.)。

フライブルク大学哲学部による推薦とヴェーバーの受諾

フライブルク大学哲学部は、フィリップヴィチの後任選定を急いでいるにもかかわらず、その推薦書作成作業は難航した。この人事過程において、すでにゼーリングから謝絶されており、またヴェーバーの移籍にたいしてアルトホフが難色をしめしていることから、プロイセンにいる優秀な学者を招聘するのは困難ではないかという懸念と逡巡が、この学部内に生じていたと思われる。ようやく7月6日の学部教授会で承認された推薦リストでは、第1位ヴェーバー、第2位カール・ヨハネス・フックス、第3位ヴァルター・ロツとされている (Biesenbach 1969: 200f.)。その後大学評議会がバーデン政府に宛てた7月14日付申請書では、ヴェーバーが特記され、彼を招聘するようつよく要望されている (GLA235/43005)。

哲学部は、評議会から政府への申請を待たず、ヴェーバーに、招聘手続に入ったことを伝える。彼は、7月14日付で、「たったいまフライブルクから報せが届いた。僕の招聘はほぼ確実だが、この件はなお14日ほど長引くとのことだ」とマリアンネに知らせている (MWGII/2: 429)。これについては、7月15日付妹クララ宛書簡において、さらにくわしく次のように述べている (ebd.: 430f.)。

昨日僕のところに届けられた報せによると、フライブルク大学〔哲〕学部は、7月6日に僕を正教授に推薦し、僕の招聘を至急要請するために、フィリップヴィチ教授をカールスルーエ〔＝バーデン法務・文部省〕に向かわせたそうだ。省の高等教育人事担当官アルンスペルガー、文部関連の専門顧問2名、つまり財務大臣ブーヘンベルガーと枢密顧問官シェンケルはこれに賛成している。文部大臣ノックはなお旅行中だが、それでも14日ほどのうちに僕が招聘されるであろうことはほぼ確実だ。あるいはむしろ、〔僕の〕任命は拘束力をもつものとして承諾されるだろう。それまでのあいだ、学部は、さらに僕の精神的状況にかんする哲学部長の所見とクナップ教授の書簡⁽²¹⁾とを提出し、手続を急ぐよう促した。ベルリン〔大学法学部〕における〔准教授職への〕任命が実施されるようなことが、あるいは特定の期日までに任命が拘束的に約束されるようなことが、——そんなことはないと思うが——〔このカールスルーエの手続に〕先立って近いうちに起きないという前提条件のもとに、僕はこの

職の受諾義務を負うことにした。フライブルクに招聘されたら、僕は〔ベルリン大学法学部の〕講義終了後すぐにあちら〔＝フライブルク〕に行って賃貸物件を押さえ、ハイデルベルクに行く。このとき(8月2日か3日に)君たち〔＝ハイデルベルク逗留中のクラークたち〕がまだ立ち去っていなければいいんだが。

ここにみるように、ヴェーバーは、ベルリン人事の手続が先になってしまわないかぎり、フライブルクに赴任するという確たる意思表示をしたのである。

7月17日付マリアンネ宛書簡では、フライブルク人事がまだ最終決定をみたわけではないとしながら、「学部と、省の重立った人々とは、僕の招聘に賛成しており、したがってこの招聘はいずれにせよほぼ確実だ」と述べ、家具の購入など、マリアンネとのフライブルクにおける新婚生活のための算段をしている(ebd.: 432f.)。7月22・25日付マリアンネ宛書簡では、ノック大臣がお旅行中のため、進展がないことを告げている(ebd.: 435, 438)。7月26日付母宛書簡中では、自分がベルリン大学に「この学期末まで拘束されているにすぎない」と書いており(ebd.: 442)、翌27日付妹クラーク宛書簡では、夏期休暇中にフライブルクに遊びに来よう誘っている(ebd.: 445)。このことから、1893/94年冬学期にフライブルク大学に移籍することで、すでに腹が決まっていることがわかる。

フライブルク転出の決断の持続

みてきたように、まず1893年3月末に、アルトホフから、ベルリン大学法学部員内准教授に就任するよう求められたとき、ヴェーバーは素直に喜んでいた。その直前に打診されたフライブルク大学哲学部の件もあるから、このとき彼は、どちらにするのかという悩みを抱えた。

しかしその後、ベルリンの件には裏があり、ラーバント招聘計画によって生じたアルトホフとベルリン大学法学部とのあいだの緊張関係を宥和するための《道具》として自分が利用されようとしているという事情が判明した。この裏事情をヴェーバーに告げた人物は、アルトホフかエックであろう。これを知ったヴェーバーは、ベルリン人事を断ろうと考えた。そして、すでに3月31日付と推定されるアルンスペルガーからの書簡によって、フライブルク大学からなかば公式に就任を要請されていたのを受け、フライブルクへの転出を決めた。彼が最終的に決断したのは、フライブルク大学哲学部から就任を打診された6月20日頃であり、これ以降、まったくおれることなく、彼はひたすらフライブルクを目指しつづけるのである。

アルンスペルガーによる交渉の難航

フライブルク大学評議会からの7月14日付申請書を受け、アルンスペルガーは、ヴェーバーの移籍について、アルトホフとの交渉に入る。しかしこれはひどく難渋し、決裂へと至る。アルトホフは、ヴェーバーをベルリンに縛りつけるための奸計を押し通そうとしたのである。

1893年7月におけるアルンスペルガーとアルトホフとの交渉をしめす直接の史料は遺されていない。この時期のアルンスペルガー書簡は、アルトホフにとって、とても遺しておくわけにはいかない文書だったのであり、明らかに隠滅されている⁽²²⁾。この隠滅自体が、二人のあいだで激しい応酬があったことをしめしている。その応酬がどのようなものであったのかは、1911年におけるヴェーバーの回想⁽²³⁾から推しはかることができる (MWGI/13: 403)。

私がプロイセンからバーデンへと招聘されて移ろうとしていたとき、プロイセンの省〔高等教育局〕担当官〔＝アルトホフ〕は、〔その当時〕バーデンの〔法務・文部〕省がプロイセンの〔文部〕省と交わっていた通信すべて (die gesamte Korrespondenz) を並べてみせ、いったい君は、君についてこんな書簡の束を書き送った奴〔＝アルンスペルガー〕から——私は〔実際にアルトホフ氏が発した言葉よりも〕いくらか表現を和らげているのですが——招聘を受諾する気になるのかねとコメントなされたのです。

ここに書かれているのは、後述する7月29日の会見のさいの出来事だと推察される。この会見は会食だったから (MWGII/2: 446)、アルトホフが書簡を並べたのはレストランのテーブル上であろう。この記述から、アルトホフとアルンスペルガーとのあいだで、この会見までに、このフライブルク案件についてかなりの数の書簡が交わされていたことがわかる。そしてアルンスペルガーという「奴 (Kerl)」からの書簡群⁽²⁴⁾は、アルトホフにとって我慢ならない性質のものであったのである。本稿冒頭に記しておいた二人の文部官僚間の確執が、この「奴」呼ばわりに、鋭く露骨なかたちで顕在化している。

アルトホフによる陰口とヴェーバー召喚

この会見の3日前 (7月26日) に、ヴェーバーは、母ヘレーネに次のように書きおくっている (MWGII/2: 442f.)。

フライブルクの一件は、陰口のために、事実上いちじるしく見込みがなくなってしまいました。〔フライブルク大学に招聘される〕公算は、逆にどんどん大きくなっていて、〔員内准教授に内定している〕シュルツェ＝ゲファーニッツを正教授に昇任させようとはけっしてしない〔フライブルク大学哲〕学部は、変わることなく非常に精力的で、〔ノック〕文部大臣にたいして〔僕の招聘を〕何通もの書簡によって働きかけてくれている模様ですが、それもかかわらず、見込みがなくなってしまったのです。いまは成り行きに任せておき、僕としては、いまは待つ以外にすることがありません。比較的退屈な法律の仕事に縛りつけられたまままでいるほうがよかったのにと悔やまれます。——しかし、いずれにせよ、〔夏季にハイデルベルクに逗留している〕母上をさほど長く待たせることはしません、極力〔8月〕1日ま

です。この日、ノック氏が休暇を終えて戻ってくるはずで、そのときこの件はおそらくすみやかに決定されることでしょう。というのは、僕はこの学期末 [= 1893年夏学期末] まで [ベルリンに] 拘束されているにすぎないからです。—— [エーリヒ・] マルクスがこれまでのところ確実視していることですが——もしもこの状況から何事かが生ずるとすれば、母上と再会するとき、楽しく心地よいことになっているかもしれません。というのは、そのときには当然そちら [= ハイデルベルク] に向かうからです。この宙ぶらりんの状況がこんなに長く続くのはじつに不快です。ノック大臣がもうすぐ戻れば、たぶん僕をただちに招聘してくれることでしょう。

事情次第で当地 [= ベルリン] でなにが起きるのかについては、僕は知りません。僕は、口外しないという約束で、事情がどうなっているのかをエック氏に話しました。彼は、これをアルトホフのたんなる怠慢だとみなしていますが、「君が [ベルリンを] 去るからといって、君にたいして心証を害する者はいないと思うが」と言いました。この言を、僕は、もしもそれ [= フライブルクへの転出] が起きても [ベルリン大学法] 学部で不快な事態は生じないと解します。彼ら⁽²⁵⁾は、[僕の] 在職年数等々について懸念を抱いています。いずれにせよ僕は弁護士として登録します。というのは、この厄介事 (Wirtschaft) に、本質的にラバント招聘にたいする危惧がつきまとっているのが、僕にとっては有利になっているのですが、その厄介事の一切切が、あまりにも我慢ならない (zu widerlich) からです。

アルトホフにかんしてはどうかというと、彼によって (あるいは同じことですが [彼と結託している⁽²⁶⁾ シュモラーによって)、僕にたいする悪意をもって、あたかも、プロイセンにおける「輝かしい」法学系の栄達が僕のすぐ目の前に用意されているので、なにかフライブルクを、僕がたんに「跳躍板」として利用しているだけであるかのように、したがってそんなこと [= バーデン側によるフライブルク招聘の企て] は僕にとって意味がないと、フライブルクとカールスルーエ [= バーデン法務・文部省] において述べたてられていることは確実です⁽²⁷⁾。

ここでヴェーバーは、アルトホフとアルンスペルガーとのあいだの交渉が決裂したことを示唆している。また、法学部勤務を続ける決断をしたほうがよかったのにと悔やんでいることから、すでにフライブルクで経済学者として歩む道を選んだことが明らかである。そしてここに訳出した最後の段落で、彼は、アルトホフが巡らしていた就職妨害の奸計を具体的に明示しており、これを事実無根のデマとして糾弾している⁽²⁸⁾。

ヴェーバーは、翌7月27日付で、妹クララに次のように書いている (ebd.: 445f.)。

とにかく両親に、今朝アルトホフ氏から召喚状を受けとったことを伝えてほしい。しかし明後日にならないと出頭することができない。この老いぼれた怪物が僕になにを言う必要が

あるのか、誰も知らないし、新しい情報がいくつも得られるとは思わない。いましがたフライブルクに電報を打ち、いつまでになれば決定が可能になるのかについて知らせてほしいと求め、場合によっては熟慮のための猶予期間を与えるよう求めることになるかと付けくわえた。というのは、〔フライブルクへの〕招聘にかんするいまの事態から何事かが生じるとすれば、僕が〔フライブルクに〕赴任することが確かだからだ。僕が釈明を求めた枢密顧問官エック氏は——これについても両親に伝えてかまわない——、僕が当地〔=ベルリン〕で〔准〕教授になることについて、当地〔=ベルリン〕の〔法〕学部は全員一致で諒解していると僕に告げた。だが彼らは僕を推薦しなかったし、そうではなくそれ〔=准教授への任命〕を〔プロイセン文部〕省がなすことを待っていて、〔せいぜい〕（ビエルマン他の）最古参の私講師たちに、僕の任命のためになにもできないと告げることができる〔だけ〕だろうね。

彼がアルトホフを「怪物 (Scheusal)」と呼んでいることから、1893年の時点で、長年にわたるアルトホフの常軌を逸した言動は、すでにベルリンの大学教員（や学生たち）のあいだであまねく知られていたことがわかる。日々計略に明け暮れ、傍若無人に振るまうアルトホフの姿を、ヴェーバーは一言で的確に表現している。

同じ7月27日付マリアンネ宛書簡では、「ちんぴら (Schnösel) 枢密顧問官アルトホフからの召喚を受けた」ので土曜日に出頭すること、フライブルクに、招聘決定にかんする問い合わせ電報を打ったことを伝えている (ebd.: 447)。

1893年7月29日の会食：ベルリンで雇用契約済みという虚偽による奸計

7月29日（土）に、ヴェーバーはアルトホフとの会食に臨み、二人のあいだで激しいやりとりが交わされた。その内容は、翌30日付マリアンネ宛書簡から窺い知ることができる (ebd.: 448)。

アルトホフ氏はただもう僕をなだめすかそうとした (nur verträsten wollen)。「い・ま・す・ぐに当地〔=ベルリン〕で事〔=法学部人事〕が運ばないというのはどうかな (jetzt im Moment ginge die Sache hier nicht)」等々。そこで僕はフライブルクに電報を打ち、彼らが僕を招聘すれば、僕は無条件にフライブルクに赴任するつもりである旨を伝えた。

アルトホフが語ったという引用符つきの短い言から、この「怪物」にして「ちんぴら」の枢密顧問官がこの日ヴェーバーに投げつけた発言のすべてを復元するのは困難である。しかし、アルトホフがヴェーバーをなだめすかそうとしたということは、アルトホフによって突きつけられた処遇にヴェーバーが激高したことを明示している。アルトホフは、バーデン側がヴェーバーに手を出せないような手を打ち、その奸計を知ったヴェーバーは憤激を抑えることができ

なかった。そしてこのときヴェーバーは、アルトホフの築いた「体制」の問題について、面と向かって厳しく糾弾しはじめた⁽²⁹⁾。そのためアルトホフはヴェーバーをなだめにかかったのである。アルトホフは、レストランにいるほかの客にたいして、「このヴェーバーという人は、個人にかんする事柄について、過剰な繊細さ⁽³⁰⁾を見せつけるんですよ」と話して取りつくろった (LB1: 211, LB2: 229)。当然この日に決着はつかず、問題は一週間後に持ちこされた。

この書簡に記されているように、会食後、ヴェーバーは、フライブルク大学哲学部に勤務している友人マルクスに宛てて電報を打つ。この電報の現物は遺されていないが、その内容は、7月31日に開かれた同大学哲学部教授会で報告されている。その議事録によると、それは、「ベルリン在住の同氏 [=ヴェーバー] は、[ベルリンで] なんの義務も負わされておらず (sich zu nichts verpflichtet hat), 当地 [=フライブルク] への招聘にただちに応ずるつもりである」という内容であった (MWGII/2: 448, Anm. 3)。

この電報の内容と、7月26日付母宛書簡の訳出した最後の段落とを重ねあわせると、アルトホフが仕組んだ驚くべき奸計が判明する。ヴェーバーの真意は、フライブルク赴任をつよく希望しており、フライブルクがベルリンよりも先に正式招聘をすれば無条件にフライブルクに行くこと (真意①)、ベルリンでは1893/94年冬学期以降の契約をまだ結んでいないこと (真意②) ——この二点である。ところがアルトホフは、ヴェーバーがフライブルクを「跳躍板」として利用するだけで、じつはベルリンでの栄達を望んでいるかのようなデマ (虚偽①)、ヴェーバーがすでにベルリンで員内准教授としての雇用契約を結び、この契約に拘束されているかのようなデマ (虚偽②) ——この二つの虚言をもって、バーデン側を欺いていた。アルトホフは、ヴェーバーになにも知らせることなく無断で、あたかもヴェーバーにはフライブルクに赴任する意思がなく、しかもすでにベルリンで雇用契約を結んだかのような虚偽情報を、アルンスペルガーとフライブルク大学に吹きこんでいたのである。事実とは正反対のデマによって他の邦国の文部官僚と大学組織とを欺き、また若い教員の名譽を毀損するという所業は、およそ官僚にあるまじき暴挙であり、これを知らされたヴェーバーが激高したのは当然である。

長年にわたって秘匿と隠滅のヴェールに隠されてきたアルトホフのこの奸計は、ドイツ大学行政史上に類例をみない醜怪なスキャンダルだったのである。

1893年8月5日の会見：ヴェーバーの確認書兼暴露書簡

ヴェーバーは、翌週8月4日まで講義を続け (ebd.: 439, 449)、8月5日 (土) にふたたびアルトホフと会見し、その日のうちに次の確認書を書き、アルトホフに郵送する。ヴェーバーが書くことを強要された内容は、次にみるように、前週の会食時にアルトホフが明かした虚偽の辻褄合わせである (ebd.: 450f.)。

謹啓

閣下のご所望に従い、小職は、謹みまして、本日の協議の内容を、書面による定式化の形式に則り、以下のように確認いたします。

1.「枢密司法顧問官ゴルトシュミット博士が、〔1893/94年〕冬学期にもまた、ご自身の講義をなさらない場合には、貴省〔＝プロイセン文部省〕の側から、〔法〕学部にたいして、小職の准教授職への昇任を求めて照会が出され、その後、〔第一に〕もしも小職に俸給〔＝年俸〕が認可されえない場合は、そのかぎりにおいて相当額の手当を支給され、また〔第二に〕さまざまな領域における〔講義の〕代行を義務づけられた准教授職に任命される手筈である」こと。

2.「小職が、フライブルク招聘にかんする問い合わせに否定的な回答をなすであろう」こと。

第2点の義務に従って、枢密司法顧問官ゴルトシュミット博士が〔1893/94年〕冬学期に講義をなさるであろうことが確実でないかぎり、小職はいかなる場合でも〔フライブルクからの〕招聘を謝絶せざるをえないので、招聘状が小職に届けられることがないように求める書簡を、小職はただちにフライブルク大学〔哲〕学部へ書き、併せて、文部担当官〔＝アルンスペルガー〕殿にたいしても〔フライブルク招聘拒否を〕即刻〔学部側から〕伝達するよう求めました。いまずでに小職宛の〔フライブルクからの〕招聘状が郵送中であるという事態が——小職の思料するかぎりではまったくありえないと思われませんが——もしもあるとでもすれば、その場合には、遺憾ながらこの招聘を受諾せざるをえません。なぜなら、小職が閣下にお伝えいたしましたように、小職を当地〔＝ベルリン〕において使役する⁽³¹⁾ 必要が存在するのではという可能性がありえないと思われたとき、起こりうる〔他大学からの〕招聘を受諾することを、書簡において明文化したかたちで義務づけられていたからであります。——この義務は、いまや将来に向けて既決事項となっております。

謹白

博士マックス・ヴェーバー

私講師

この確認書では、員内准教授職か員外准教授職かは未決だとされているが、アルトホフは、明らかにここでも虚言を弄している。フライブルク大学正教授職と並ぶ待遇を用意しないと、フライブルクに引き抜かれてしまうのだが、そもそも員外准教授職は俸給がないので、問題にならない。アルトホフは員内准教授職に最初から決めているのである。それにもかかわらず、員内職位か員外職位かは未定だという虚偽情報をヴェーバーに伝えているのは、任命直前まで手の内を明かさず、ヴェーバーを自分の言うがままに操ろうとしているからであろう。

これにたいして、ヴェーバーは、商法・商業史をはじめとして、さまざまな領域の講義を担当するためには、相当数の書物を新規購入する必要があるが、もしも俸給がつかない員外准教

授職だと、そうした経済的負担を引きうけることができるか懸念し、そのための手当を要求したことがわかる。

こうした確認書を提出したということは、ヴェーバーがフライブルクではなくベルリンを選んだことをすこしも意味しない。逆である。もしもヴェーバーがベルリンでの「栄達」を望んでいるのなら、そもそもこのような確認書は必要ない。ヴェーバーは、実際にはベルリンを見限り、フライブルクへの移籍を切望しているのであって、それを阻止するために、アルトホフはこうした《合意》事項を拵え、ヴェーバーに、その《合意》にもとづく誓約書を書くよう強要したのである。冒頭に、「閣下のご所望に従い」と明記されているその内容は、アルトホフの意向以外のなにものでもないのであって、この確認書もまた、アルトホフがヴェーバーを不当にベルリンに束縛している明白な証拠である。

しかもヴェーバーは、第1点と第2点の主内容にきっちりと引用符をつけ、この引用部分がアルトホフ自身によって書き記されたものであることを明示している。これによって、〈私は、アルトホフ閣下が直接お書きになった内容に拘束されて、このような事項を強要されているのです〉という事実が暴露されており、この引用符は、ヴェーバーの抗議の意を体現している。彼は、誓約書を書くことを拒否し、確認書の体裁を装ったこの書簡によって、アルトホフの不正を暴いたのである。そこで、この書簡を確認書兼暴露書簡と呼ぶことにしよう。

(Ⅱ-2 続く、未完)

〔注〕

- (1) こうした事例のいくつかについては拙著中で考察した。とくに、ゾンバルトが教授候補とされているケースにたいするアルトホフの介入が露骨である(野崎敏郎 2011: 208～210頁)。
- (2) フライブルク大学移籍問題の概略は、すでに拙著『大学人ヴェーバーの軌跡』(2011年刊)第1章において解明した。その後、2016年に、『マックス・ヴェーバー全集』第I部門第13巻(大学問題, MWGI/13)が刊行され、また翌年には、当該期のヴェーバーの書簡も刊行された(『全集』第II部門第2巻, MWGII/2)。そこには重要資料がよく整理されて収められており、『全集』編集部の入念な調査によって突きとめられた新事実も盛られている。この二つの巻によって、筆者による2011年の記述が大筋で正しいことを確認できたが、もちろん筆者未見の事実によって教えられる点も多かった。ここでは、2011年以降の筆者の調査結果と、『全集』と、他の文献とによって、修正・補充・補強しながら、時系列順に事実経過を再確認し、再考証する。
- (3) 1893年12月13日付哲学部意見書のなかでこのことに触れられている(GLA235/43005)。
- (4) ところが、『全集』第II部門第2巻においては、この申告書がなにかベルリン大学のためのものであるかのような解説が与えられており(MWGII/2: 320)、第I部門第13巻の記述(S. 344, Anm. 11)との齟齬が生じてしまっている。明らかに第I部門第13巻の記述が正しい。
- (5) 筆者は、後者の可能性が高いと考えている。3月19日にベルリンで開かれた社会政策学会理事会において、ヴェーバーは、シュモラーの推薦によって、新理事に選出されている(MWGII/2: 328)。この日の前後にフィリップ・ヴィチがヴェーバーに打診するチャンスがあったはずである。フィリップ・ヴィチが、この打診結果を、カールスルーエにいるアルンスベルガーに書簡か電報で知らせ、アルンスベルガーがすぐアルトホフに書簡を書きおくとすると、これにたいするアルトホフの返

書の日付が3月25日であることと完全に符合する。

なお、シュモラーがこの件をアルトホフに伝えた可能性もある。

- (6) この書簡は1894年3月31日付ではないかとも疑われるが、年に記されている数字は、明らかに「4」ではなく「3」である。本稿ではこれを1893年3月31日付書簡として扱う。
- (7) フリードリヒ・パウゼンは、私講師が、学部によって講義権を授与された存在であり、国家官吏たる教授団に列せられているのではないことに注意を促している。ドイツの大学は、公的営造物 (Staatsanstalt) という性格と、自律的自治団体 (Korporation) という性格とを併せもっており、私講師は、後者のカテゴリーに包摂される人員である (Paulsen 1902: 127)。大学が特権を与えられた自律的自治団体であることは、プロイセン一般国法 (1794年) 以来確認されており、大学の性格をめぐる論争史のなかでも、大学はたんなる営造物ではなく、社団 (Körperschaft) としての性格を保持していることがくりかえし確認されている (高木英明 1998: 25～31頁)。
- このように、私講師が官吏でないことをパウゼンが強調しているのは理由がある。彼は、ベルリン大学哲学部の私講師レーオ・アーロンス (物理学担当) が、官吏でないにもかかわらず、いわゆるアーロンス法 (1898年) によって解職されたことを念頭に置いているのである。大学問題が国家問題であり、大学の自治の問題が国家からの独立性の問題であることを、もっとも鋭いかたちで顕現させたのがこの事件であった。
- (8) こうした事態は、十九世紀において、私講師がその自由と独立性を脅かされ、国家支配に組みこまれていく過程の一環として理解しなくてはならない。アルトホフ体制 (1882～1907年) は、各級大学教員をみずからの支配下に置き、大学を変質させていく動的体制であり、この意味において、大学自治の十九世紀と、その自治が掘りくずされる二十世紀前半とを架橋した歴史的存在である。
- また、当該案件にたいするアルトホフの振る舞い——それはこれから本稿においてしめす——に明示されているように、アルトホフ体制は、法・規則・規程・慣行を破るという性質を有し、さらに、他の邦国の文部行政担当省の業務を顧みないという独善性をも有している。アーロンス法もまた法を破る法であり、プロイセン王の恣意性を体現していた。
- (9) この書簡は、1936年にマリアンネ・ヴェーバーによって公刊されており、以来、1893年4月28日付とされてきた。拙著『大学人ヴェーバーの軌跡』(2011年刊) においても、4月28日付書簡として扱った。しかし、『マックス・ヴェーバー全集』の当該巻 (2017年刊) の編集者による入念な考証の結果、この書簡は3月28日付であることが判明した (MWGII/2: 329)。筆者もこれに従って再考証をおこなう。
- (10) 元法学部長であるエルンスト・エック (法学部教授) は、ラーバントと親しく (Laband 1980: 99)、またヴェーバーの学位論文の審査に加わっていた (MWGI/1: 105)。彼は、当該案件において、アルトホフ、ラーバント、ヴェーバーと、法学部との橋渡し役を務めている。
- (11) ベルリン大学法学部教授レヴィン・ゴルトシュミットは、1892年5月に卒中で倒れ、左半身不随に陥った。そのため彼は休職を余儀なくされ、復帰できるかどうか危ぶまれていた。
- (12) アルトホフは、事務官としてシュトラースブルク大学の創設 (1872年) に係わっており、教授資格を有していなかったが、新設大学の教育上の便宜から、まず員外身分で教壇に立ち、後に正教授になっている。彼は、シュトラースブルクの教授団に加わるさいにも、また1882年にプロイセン文部省に転ずるさいにも、その職場で確固たる地位と権限とを得られるよう、権力的な見地から旺盛な工作を展開していた。これにかんしては、公刊資料と、これまで公にされていなかった史料 (の一部) を用いて、すでに拙稿中でその概略と要点とをしめた (野崎敏郎 2016- (2): 32～36頁)。ドイツ大学行政史の理解にとって、アルトホフの展開した権力闘争の実相を解明することは重要であり、いずれくわしく論じてみたい。
- (13) 後出のアルトホフ書簡 (1893年8月6日付と偽装されている書簡) のなかに、予定されている俸

給(年俸)が2000マルクだと記されている。また『マックス・ヴェーバー全集』には、「正規ないし員内(俸給つき)の准教授職(eine reguläre oder etatmäßige (bedoldete) außerordentliche Professur)」「(員内)准教授への任命(eine Ernennung zum außerordentlichen (etatmäßigen) Professor)」と明記されている(MWGII/2: 5, 320)。

- (14) 十九世紀後半には、教学上、員内准教授への依存が深まっていた。また、正教授ポストに空きがないため、かなり長期間にわたって員内准教授として勤務する例もあったようだが、員内准教授職が常設ポストとして存在していた例は——管見のかぎりで——見当たらない。当該のヴェーバーのケース、後述するラートゲン(プロイセン)、シュルツェ＝ゲファーニッツ、グンドルフ、レーデラー(バーデン)のケースは、いずれも明らかに特設の職位である。
- (15) 員外准教授在職年数を国務年数に算入するケースがあるかどうか、確認しえなかった。すくなくとも、国務に入れられない私講師や員外准教授としてのみ勤務した後に員内職に就いた者の初任給が驚くほど低いことは確かである。ハイデルベルク大学哲学部で長年教鞭を執っていたザーロモン・レフマンは、私講師として4年間、員外准教授として31年間勤務した後、1901年に員内嘱託教授に任ぜられるが、彼が69歳にしてはじめて受けとった俸給は1200マルクであり、これは、当時の正教授に支給されていた住居手当と同額にすぎなかった(GLA235/2226)。
- (16) ハイデルベルク大学哲学部教授カール・クニースは、1896年に、病気のため休職を余儀なくされ、その後結局退職することになる。このとき、員外准教授エマヌエル・レーザーによる代講案がしめされ、バーデン法務・文部省は、6月6日付で、この代講にたいする特別手当700マルクをレーザーに支給している(UAH/PA1853)。
- (17) ただし、パーシェはその後しばらく教授職に留まっている。そのあいだに、もうひとりの経済学教授ヨハン・カール・グララーが1894年7月に亡くなったため、ラートゲンは、結局グララーの後任として、1895年3月に正教授に任命される(Gundlach 1927: 439-442)。
- (18) ゴルトシュミットは、結局復帰することなく、1897年に没する。
- (19) 現実には——ヴェーバーの処遇に限ってみると——そのような長期戦にはならなかったが、本稿でこれからみていく紛糾の経過からみると、アルトホフが何年ものあいだヴェーバーをベルリンに留めおくことになっていた可能性は低くない。
- (20) 後年彼は、『職業としての学問』のなかで、私講師問題をドイツの大学問題の縮図として取りあげる(野崎敏郎 2016: 5～41頁)。その問題意識の淵源がここにある。
- (21) ゲオルク・フリードリヒ・クナップの書簡は、ヴェーバーの人物と業績にかんする鑑定書および推薦書だと思われる。クナップは、1893年3月の社会政策学会ベルリン大会の基調報告において、ヴェーバーが執筆した報告書を高く評価し、「とりわけこの著作は、われわれの専門知識が過去のものであり、われわれは〔ヴェーバーにしたがって〕最初から学びなおさなくてはならないという感情を呼びおこした」と激賞していた(SVS58: 7)。
- (22) アルトホフによる史料隠滅問題については後にまとめて(本稿の(2)か(3)で)検討する。
- (23) 1911年10月に開催された第4回ドイツ大学教員会議に参加したヴェーバーは、担当した報告のなかで文部官僚制の問題を論じ、その関連で、自身のフライブルク移籍問題に言及している。ここで取りあげるのはその記録である。
- (24) アルトホフがヴェーバーの面前であげつらったアルンスベルガー書簡群の内容については、ある程度の推定が可能である。これについては後述する。
- (25) この「彼ら」は、ベルリン大学法学部の教授たちを指している。私講師としての勤務歴が短いヴェーバーを員内職位に就けることに難色をしめす者が、学部内に複数いたのであろう。
- (26) ここにこのように注記したのは、ヴェーバーの目には、アルトホフとシュモラーとが結託しているようにみえているからである。しかし、アルトホフが押し通そうとしているラーバントのベルリ

ン招聘にかんして、シュモラーは反対の立場をとっている (Laband 1980: 98)。

- (27) アルトホフがアルンスペルガーに書き送ったデマ書簡自体は遺されていないが、ヴェーバーは、アルンスペルガーから、このデマの内容について知らされている (LB1: 211, LB2: 229)。
- (28) この箇所の正確な読解 (および当該箇所の従来誤読・誤訳) についてはすでに詳細に検討した (野崎敏郎 2016: 364 ~ 367, 406 ~ 407 頁)。
- (29) 後にヴェーバーは、アルトホフとの「最初の立ちいった会見のさい、すぐに私が〔彼に〕面と向かって述べた所見」によって、彼は、「彼の体制にかんする私個人の見解」を知ったことを明かしている (MWGI/13: 314)。
- (30) 「繊細さ」の原語は Delikatesse であり、この語の複数形 Delikatessen は「惣菜」を意味する。この会食中にヴェーバーが激昂したのにうろたえたアルトホフは、周りの客に取りつくろうため、〈この人は Delikatesse の持ち主なんです〉と釈明して笑わせたのであろう。
- (31) この「使役する (verwenden)」という動詞は、前出のマルクスにたいしてアルトホフが用いた表現である (Breysig 1962: 39)。マルクスは、自分をまるで下僕のように「使役する」と表現したアルトホフに嫌悪感を抱き、このことをクルト・ブライジヒに語ったが、おそらくヴェーバーにも同様に語っていたのであろう。そこでヴェーバーは、この書簡中で、皮肉を込めて、アルトホフが友人にたいして投げつけたのと同じ表現を用いたのである。

〔未公刊史料〕

- GLA235/2226: Grossherzogthum Baden. Ministerium des Kultus und Unterrichts. Universität Heidelberg. Diener. Lefmann, Dr. phil. Salomon. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GLA235/43005: Badische Universität Freiburg. Generalia. Dienste. Rechts- u. staatswiss. Fakultät. Die Besetzung der Lehrstühle der Nationalökonomie, Finanzwissenschaft und Volkswirtschaftslehre sowie die Direktion des Kameralistischen Seminars betr. Teil II Jahr 1870-1937. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GStAPK/VI.FA-B3 (2): VI. Hauptabteilung, Nachlaß Friedrich Althoff, B. Nr. 3, Bd. 2. Geheimes Staatsarchiv preußischer Kulturbesitz
- GStAPK/VI.GS-112: VI. Hauptabteilung. Nachlaß Gustav Schmoller, Nr. 112. Geheimes Staatsarchiv preußischer Kulturbesitz
- UAH/PA1853: Universität Heidelberg. Diener und Dienste. Acta personalia. Dr. Karl Knies. Universitätsarchiv Heidelberg

〔文献〕

- Biesenbach, F. 1969: *Die Entwicklung der Nationalökonomie an der Universität Freiburg i. Br. 1768-1896; Eine dogmengeschichtliche Analyse*. Freiburg i. Br.: E. Albert
- Breysig, K. 1962: *Aus meinen Tagen und Träumen; Memoiren, Aufzeichnungen, Briefe, Gespräche*. Berlin: W. de Gruyter
- Busch, A. 1959: *Die Geschichte des Privatdozenten; Eine soziologische Studie zur großbetrieblichen Entwicklung der deutschen Universitäten*. Stuttgart: F. Enke
- Eulenburg, F. 1908: *Der »akademische Nachwuchs«; Eine Untersuchung über die Lage und die Aufgaben der Extraordinarien und Privatdozenten*. Leipzig u. Berlin: B. G. Teubner
- Gundlach, F. (Hrsg.) 1927: *Catalogus professorum academiae marburgensis; Die akademischen Lehrer der Philipps-Universität in Marburg von 1527 bis 1910*. Marburg: N. G. Elwert
- Herkner, H. 1924: Der Lebenslauf eines „Kathedersozialisten“. F. Meiner (Hrsg.), *Die Volks-*

- wirtschaftslehre der Gegenwart in Selbstdarstellungen*, Bd. 1. Leipzig: F. Meiner
- Laband, P. 1980: *Opuscula juridica, Bd. 1. Abhandlungen, Beiträge, Reden und Rezensionen, T. 1. Lebenserinnerungen, Abhandlungen, Beiträge und Reden (1866-1918)*. Zentralantiquariat der DDR
- LB1: Weber, Marianne 1926: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 1. Aufl. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)
- LB2: Weber, Marianne 1926/50: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 2. Aufl. Heidelberg: Schneider. 大久保和郎
訳 1963 『マックス・ウェーバー』 みすず書房
- MWGI/1: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 1. Zur Geschichte der handelsgesellschaften im Mittelalter. Schriften 1889-1894*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2008
- MWGI/13: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 13. Hochschulwesen und Wissenschaftspolitik. Schriften und Reden 1895-1920*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2016
- MWGI/2: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd. 2. Briefe 1887-1894*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2017
- Paulsen, Fr. 1902: *Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium*. Berlin: A. Asher
- Plaut, Th. 1927: Rathgen, Karl Friedrich Theodor. *Deutsches Biographisches Jahrbuch*, Bd. 3 (Das Jahr 1921). Stuttgart u. a.: Deutsche Verlags-Anstalt
- Rashdall, H. 1936/87: *The Universities of Europe in the Middle Ages*, vol. II. Oxford University Press. 横尾壮英訳 1966-68 『大学の起源——ヨーロッパ中世大学史——』 (中) 東洋館出版社
- Sachse, A. 1928: *Friedrich Althoff und sein Werk*. Berlin: Mittler
- SVS58: *Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 58. Verhandlungen der am 20. und 21. März 1893 in Berlin abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik über die ländliche Arbeiterfrage und über die Bodenbesitzverteilung und die Sicherung des Kleingrundbesitzes*. Leipzig: Duncker & Humblot, 1893
- 上山安敏 1966 『法社会史』 みすず書房
- 上山安敏 1978 『ウェーバーとその社会——知識社会と権力——』 ミネルヴァ書房
- 潮木守一 2008 『フンボルト理念の終焉? ——現代大学の新次元——』 東信堂
- 今野元 2020 『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇——』 岩波書店
- 高木英明 1998 『大学の法的地位と自治機構に関する研究——ドイツ・アメリカ・日本の場合——』 多賀出版
- 高柳信一 1983 『学問の自由』 岩波書店
- 野崎敏郎 2011 『大学人ヴェーバーの軌跡——闘う社会学者——』 晃洋書房
- 野崎敏郎 2016 『ヴェーバー『職業としての学問』の研究 (完全版)』 晃洋書房
- 野崎敏郎 2016- 「『闘争する人格』と大学問題——『職業としての学問』をいかに読むか—— (1～5)」 『佛教大学社会学部論集』 63, 64, 65, 67, 69 (未完結)
- 別府昭郎 2016 『大学改革の系譜——近代大学から現代大学へ——』 東信堂

〔付記〕

本稿は、平成 30～令和 2 年度科学研究費 (基盤研究 (B), 課題番号 18H00938) による研究成果の一部である。

(のざき としろう 公共政策学科)

2020 年 11 月 16 日受理